

モデル合意文書

あっせん制度は、紛争解決のための話し合いと合意に向けた歩み寄りをお願いするものです。

あっせんにより、何らかの合意がなされた場合、合意に至らずとも、あっせんにおいて紛争調整委員から提示されたあっせん案を双方が受諾した場合は民法上の和解契約の成立となり、合意文書を作成しています。

〔モデル例〕

合 意 文 書

〇〇〇〇株式会社(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、乙が甲を退職するにあたり、次のとおり合意した。

- 1 甲と乙は、甲乙間の雇用契約を平成〇年〇月〇日限り解約とする。
- 2 甲は、乙に対し、乙の退職に係る紛争の和解金として、金〇〇万円を、乙の指定する銀行口座(〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇〇〇)に振り込むことにより、支払うものとする。
- 3 甲と乙の間には、本件紛争に関し、本合意文書に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

平成〇年〇月〇日

甲 青森県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

乙 青森県〇〇市〇〇町〇〇-〇
〇〇 〇〇 印

合意文書はあっせんにおいて何らかの合意がなされた場合、あっせん会場にて作成・取り交わしを行います。

民法上の和解契約

法律上の権利をめぐる争いをしている者同士が、お互いに譲り合って争いを止めることを約束する契約です。(民法第695条)

和解契約の効力

一旦和解をした以上、たとえ後から和解したと違った確証がでてきても、もはや和解の内容を変更することはできないとされています。(民法第696条)